

幸田町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情項目	所管課	回答
【1】自治体の基本的方針について		
①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	福祉課	医療・介護・福祉など社会保障の根幹をなす事業については、国が担うべき事業であり、近年の制度の見直等による対応に地方自治体は苦慮しているところですが、各制度が十分に機能し住民の幸せな生活が確保できるよう、町としての事務の遂行を行っていきます。 また、国制度では補えない部分で、町単独事業として実施している事業等についても、内容を精査しつつ制度の充実に努めます。
②各種の臨時交付金などは时限措置ではなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。		事業内容により制度が役割を果たしたものについては廃止する。また内容により、独自の継続も検討する。
③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。	総務防災課	現時点では制限予定はありません。ただし、金品の受給にあたって未納がある場合には制限を受けることがあります。
【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障について		
(1) 介護保険について	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準を見直して所得要件の緩和を図り、低所得者層の対象者の拡大を行いました。
①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しを行いました。
②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	厚生労働省平成22年4月28日付け発の通知については、関係機関に伝達周知を図っています。
③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。	福祉課	現在、特別養護老人ホーム2箇所、小規模多機能施設1箇所整備済みで、平成23年度小規模多機能施設1箇所は整備可能となつており、事業所等への公募はしております。特養は西三河南圏域としての総量規制等があり、整備が難しく整備予定はありませんが、第5次介護保険計画では検討課題となります。
④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなつてください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	福祉課	なお、入所利用の助成等は、国制度で対応します。
⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	福祉課	介護従事者待遇改善対策は、国において平成20年度から実施されていますので、各事業所での対応に委ねます。

<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①配食サービスは、最低毎日 1 回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p> <p>②消えた高齢者が社会問題になつたが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p> <p>ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p> <p>イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。</p> <p>ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならぬよう多面的な福祉施策を実施してください。</p> <p>エ.高齢期になつても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。</p>	<p>福社課</p> <p>幸田町の配食サービスは栄養改善と安否確認を兼ねながら、ボランティアの方々による調理と、配食時の面会を基本としており、きめ細かな内容となっています。現在、今後の方針等について検討をしているところです。なお、配食サービスは、65 歳以上を対象に週 3 回夕食を提供しています。</p> <p>ア. 在宅介護支援センター及び民生委員等により、安否確認を実施しています。生活支援については、ヘルパー等の派遣を実施できますが、自己負担は必要です。</p> <p>イ. 町内 3 コースを設定し、外出支援として福祉巡回バスを運行しています。</p>
<p>(3) 障がい者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>福社課</p> <p>前述の基準を基本として、前年度認定書で変更ない方には申請なしで認定書を、新たに該当すると思われる方には申請書を個別に送付しています。</p>
<p>2. 高齢者医療などの充実について</p> <p>①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるよう、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、後期高齢者福祉医療制度に加入している方で、一人暮らし非課税者を対象としています。</p> <p>②後期高齢者医療制度の保険料帶納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしてください。</p>	<p>住民課</p> <p>後期高齢者医療制度は、国の制度です。今後の動向を見極めながら検討していくきます。</p> <p>福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、後期高齢者福祉医療制度に加入している方で、一人暮らし非課税者を対象としています。</p>
<p>③後期高齢者医療制度に加入しない 65~74 歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>④後期高齢者医療制度に加入しない 65~74 歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p>	<p>住民課</p> <p>愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。</p> <p>この制度は、愛知県全体の制度であり、県の制度に合わせて実施していきます。</p>

	3. 子育て支援について	住民課	平成 20 年 4 月から中学校卒業まで医療費無料（窓口無料）で実施していくください。
	①18 歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。		
	②妊娠健診は、初回の健診も含め、産前 14 回、産後 1 回を無料で受けられるように助成してください。	健康課	妊娠健診は、平成 21 年度から産前 14 回の公費負担をしています。産後健診については、県下、近隣市町の状況を踏まえ検討したいと思います。
	③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。	学校教育課 学校教育課	所得基準額は、生活保護基準額の概ね 1.5 倍程度で、要望以上の所得額であり現状でお願いします。申請手続きは、学校教育課窓口及び小学校でも受け付けております。また、年度途中において、生活状況が急変し援助が必要となつた場合も随時受け付けております。生活状況申立が必要な方は、生活状況確認のため民生委員の証明を必要としており現状でご理解をお願いします。
	④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校教育課	引き続き、現状通り保護者負担でご理解をお願いします。
4.	国保の改善について	住民課	今後の動静を見極め判断していきます。
	①国民健康保険制度の広域化に反対してください。		
	②保険料(税)について		
	ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。		ア. イ. ウ. エ. 平成 21 年度から一般会計繰入金を増額して税率等の引上げ幅を抑え、減免を低所得者にも拡大し、平成 22 年度からは非自発的失業者の軽減も実施したところです。今後も国県の動向と県下の状況を見極め総合的に判断していきます。
	イ. 18 歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。		
	ウ. 前年所得が生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	住民課	
	エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が 1,000 万円以下で当年の見込所得が 500 万円以下、かつ前年所得の 10 分の 9 以下」にしてください。		

<p>③保険料(税)滞納者への対応について</p>	<p>ア、資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度未までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもにもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ、滞納者に対し給付の制限をしないでください。</p> <p>ウ、保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。</p> <p>エ、保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p>	<p>ア、現時点では発行していませんが、資格証明書交付要綱に基づき、滯納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>イ、給付制限は行つていません。</p> <p>ウ、短期保険証交付要領に基づき、滯納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>エ、滯納状況を見極め慎重に対応していきます。</p>	住民課	
	<p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすく案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>	<p>ア、現行の減免制度については、以下との事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。</p> <p>イ、利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。</p> <p>ウ、移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。</p> <p>エ、施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。</p> <p>オ、実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。</p>	住民課	<p>平成19年4月1日から実施しております。</p>
	<p>⑤障がい者施策の充実について</p> <p>ア、現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。</p> <p>イ、自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。</p> <p>ウ、移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。</p> <p>エ、施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。</p> <p>オ、実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。</p>	<p>ア、現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。</p> <p>イ、自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。</p> <p>ウ、移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。</p> <p>エ、施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。</p> <p>オ、実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。</p>	福祉課	<p>制度改善については、機会があれば働きかけていきます。</p> <p>町独自の対応については、近隣の状況などを考慮しつつ改善していきます。</p>

	②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。	福祉課	地域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。 施設の設置については、事業者に働きかけます。
6. 健診事業について	①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年 1 回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。	健康課	①特定健診は住民健診・人間ドックの中で実施しており、自己負担はありません。がん検診は、集団検診・人間ドック・住民健診の中で実施しております。がん検診の種類別費用に対し、一人 1~3 割程度の自己負担金をいただいておりますが、近隣市町を上回る状況ではありません。(女性特有のがん検診対象者(乳がん・子宮頸がん検診)については、該当節目者は、無料) 健診(検診)実施期間は、委託健診機関等との調整もありできるだけ長期期間を実施につとめており、一部個別検診も実施していますが、さらに、個別医療機関委託についても検討します。 歯周疾患検診については、年 1 回無料で、個別医療機関において、平成 22 年度より 30 歳の節目者を加え、40.50.60.70 歳節目者に実施しています。
	②40 歳未満の住民を対象にした健康診査を、年 1 回無料で受けられるようにしてください。	健康課	②19 歳以上の町民について、年 1 回無料で健康診査を実施しています。
7. 予防接種について	①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。	健康課	任意接種は国の健康被害賠償措置が受けられないなど問題もあります。ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン等については、国の 22 年度補正予算や 23 年度予算概算要求の中に助成事業予算として、計上されています。国の動向・近隣市町村の状況・予算措置等見ながら検討いたします。
	②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかってください。	健康課	国において、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の中で定期接種化も含めて、検討しています。
8. 生活保護について	①憲法第 25 条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。	福祉課	保護が必要な方の相談を受け、西三河福祉相談センターにつなげています。
	②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。	福祉課	県福祉事務所が実施

[3] 国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書	①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険厅職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。	住民課	今後の動静を見極め判断していくます。
	②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度になどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。	住民課	国の制度であり、今後の動静を見極めています。
	③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	福祉課	近隣市町と歩調を合わせながら、機会があれば国等の関係機関に伝えて行きます。
	④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額してください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討しています。
	⑤消費税の引き上げは行わないでください。	税務課	国の制度であり、要望書等の提出は考えていました。
	⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。	健康課	要望書等の提出は考えていません。
	⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。	福祉課	今後の近隣市町の動向を見て検討します。
	⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。	健康課	国において、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の中で定期接種化も含めて、検討しています。要望書等の提出は考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書			
①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	住民課	愛知県町村会長あてに65歳～74歳の障害者の医療費助成についての意見書を提出し、障害者福祉医療の充実を要望しました。	
②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	住民課	後期高齢者医療については、国の制度であり、今後の動静を見極め判断して対応していきます。	
③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。	
④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。	
⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。	
⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。	
⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。	福祉課	各制度とも充実されるよう、近隣の市町村とも歩調を合わせながら、機会があれば伝えて行きます。	
3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	住民課	愛知県後期高齢者医療制度の保険料に対する対象者、健診項目の規定があります。	
①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	住民課	後期高齢者医療制度の保険料については、広域連合の条例で定める所得水準に応じた軽減措置が取られています。	
②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。	住民課	愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。	
③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。	
④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	住民課		